

日 銀 業 第 4 8 0 号
2 0 2 2 年 1 0 月 2 5 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

2 0 2 2 年 1 1 月 2 日 限 り で 全 国 の 手 形 交 換 所 に お け る 交 換 決 済 業 務 が 終 了 す る と と も に 、 2 0 2 2 年 1 1 月 4 日 を も っ て 一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会 が 電 子 交 換 所 に お け る 交 換 決 済 業 務 を 開 始 す る こ と に 伴 い 、 標 記 規 程 の 一 部 を 別 紙 の と お り 改 正 し 、 2 0 2 2 年 1 1 月 4 日 か ら 実 施 す る こ と と し ま し た の で 、 通 知 し ま す 。

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第3章3.(1)(注3)を横線のとおり改める。

(注3) 当所払手形とは、担保取引店所在地（最小行政区域。ただし東京都においては区制施行地域一円。）を支払地とする手形または担保取引店がその地にある手形電子交換所を経由して取立てることができる手形をいいます。